

山村振興基本方針（案）

令和 8 年〇月

宮 城 県

目 次

I 地域の概況	1
1 県域における振興山村の状況	1
2 自然環境に係る状況	3
(1) 地理、地勢	
(2) 気候	
3 社会及び経済に係る状況	3
(1) 人口の動向	
(2) 産業及び経済状況	
① 産業	
ア 就業人口	
イ 各産業の状況	
・ 産業別生産額等	
・ 農林水産	
・ 商工・観光	
② 公共施設等の整備状況	
③ 財政状況	
II 現状と課題	8
1 これまでの山村振興対策の成果	8
2 振興山村の課題	8
(1) 高齢化の進行	
① 地域の活力の維持	
② 要介護高齢者の増加への対応	
(2) 産業活力の不足	
① 若年就業者の減少への対応	
② 地域資源の見直しと所得格差の是正	
(3) 生活空間の整備	
① 基礎的都市機能の立ち遅れ	
② 人口移動スタイルの変化への対応	
(4) 機能分担等広域的な視点	
① 圏域中心都市の育成	
② 機能分担	
III 振興の基本方針及び振興施策	10
1 振興山村の振興の意義及び方向に関する事項	10
(1) 基本方針の理念	

(2) 基本的方向	
① 魅力ある生活空間の創造	
② 活力に満ちた社会の形成	
③ 自然環境の保全、歴史・文化の保存と創造	
(3) これからの振興山村の視点	
① 新たな生活空間の提供	
② 地域間交流の推進	
③ 人口減少・高齢化への対応	
④ 若者の定着促進	
⑤ 移住・定住の推進人材の育成・確保	
⑥ 住民参加による地域経営及び地域コミュニティ組織の強化	
⑦ 人材の育成	
⑧ 戦略的・重点的投資の一層の推進	
2 交通施策に関する基本的事項	12
(1) 交通体系の整備の方針	
(2) 対策	
① 国道、県道及び市町村道の整備	
ア 県道等の整備	
イ 市町村道の整備	
② 地域の生活交通の確保及び支援	
3 情報通信施策に関する基本的事項	14
(1) デジタル化情報通信施策の方針	
(2) 対策	
① デジタル化の推進	
② 先進的情報通信技術の活用	
4 産業基盤施策に関する基本的事項	15
(1) 産業基盤施策の方針	
(2) 対策	
① 農道、林道及び漁港関連道の整備	
ア 農道の整備	
イ 林道の整備	
ウ 漁港関連道の整備	
エ 都道府県代行制度の積極的な活用	
② 森林、農用地の整備・保全	
ア 森林整備	

イ 農業生産の基盤の整備及び保全

5 産業振興対策施策に関する基本的事項

16

(1) 産業振興施策の方針

(2) 対策

① 農林水産業の振興

ア 農業の振興

- ・ 魅力あふれる農業・農村の実現
- ・ 地域の特性を生かした多彩な農業の展開

イ 林業の振興

- ・ 活力ある林業・木材産業の確立
- ・ 多様な森林整備と交流の推進

ウ 水産業の振興

- ・ つくり育てる漁業の推進
- ・ 生産基盤等の整備
- ・ 後継者の育成等
- ・ 地域に根ざした水産業の競争力の強化とブランドづくり
- ・ 水産業に関する県民理解の促進と地域環境の整備

② 地場産業の振興

ア 住民の創意工夫による地場産業の振興

イ 伝統的地場産業の振興と流通販路の拡大

③ 企業の誘致対策

ア 広域的な企業誘致の推進

イ 立地企業の育成強化

④ 起業の促進

⑤ 商業の振興

ア 商業・サービス業の振興

イ 地域に密着した事業の展開

⑥ 観光またはレクリエーションの振興

⑦ 情報通信関連産業の振興

⑧ 地域資源活用施策の実施

⑨ 再生可能エネルギーの利用推進

⑩ 地域の個性を活かした再生可能エネルギーの導入促進

6 防災に係る施策に関する基本的事項

22

(1) 防災に係る施策の方針

(2) 対策

① 国土保全施設の整備

② 学校防災機能の強化・充実	
7 医療の確保に係る施策に関する基本的事項	23
(1) 医療の確保の方針	
(2) 対策	
① 無医地区対策	
② 特定診療科目に係る医療確保対策	
③ 救急搬送体制の充実	
8 社会福祉施策（子育て環境の確保に関する施策を含む。）に関する基本的事項	24
(1) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、子育て環境の確保の方針	
(2) 対策	
① 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	
ア 高齢者の保健・福祉の充実	
イ 高齢者の自立と生きがい対策	
② 児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	
ア 児童の保健・福祉の充実	
イ 障害福祉の充実	
ウ 地域福祉活動の推進	
エ 地域共生社会の形成	
9 文教施策に関する基本的事項	26
(1) 教育振興の方針	
① 学校教育等の充実	
② 社会教育の充実と生涯学習推進体制等の整備	
(2) 地域文化の振興等の方針	
① 多様な文化芸術活動と地域内外交流の促進	
② 誇り高い地域文化の継承と発展	
(3) 対策	
① 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備	
② 家庭・地域・学校による協働教育の推進	
③ 地域文化の振興等に係る人材育成	
④ 地域文化施設の活用促進	
10 社会・生活環境施策（集落整備施策を含む。）に関する基本的事項	28
(1) 社会・生活環境施策（集落整備施策を含む。）の方針	
① 社会・生活環境の整備の方針	
② 集落整備の方針	

③ 鳥獣被害防止施策の方針	
(2) 対策	
① 水道、污水处理施設及び合理的なごみ処理体制の整備	
ア 水道の整備	
イ 污水处理の推進	
ウ 廃棄物処理	
エ 交付金の活用	
② 消防防災体制の強化	
③ 集落の再編整備	
ア 「小さな拠点」を核とした集落ネットワーク圏形成の促進	
イ 集落機能の維持・活性化の促進	
ウ 集落内の土地利用最適化	
④ 鳥獣被害防止対策の実施	
11 移住・交流施策に関する基本的事項	31
(1) 移住・交流施策の方針	
(2) 対策	
① 市町村と連携した移住イベント等の開催による移住・定住の推進	
ア 情報発信の強化	
イ 受け入れ態勢の強化	
ウ 定住に向けての支援	
② 都市部と振興山村の交流促進による関係人口の拡大	
③ 地域おこし協力隊等の活用	
12 担い手施策（労働条件の改善に関する施策を含む）に関する基本的事項	32
(1) 担い手施策の方針	
(2) 対策	
① 魅力ある山村づくりの推進	
② 人材の育成	
③ 認定法人における事業の推進	
④ 地場産業の付加価値・生産性の向上及び労働条件の改善	
13 自然環境の保全及び再生に係る施策に関する基本的事項	33
(1) 自然環境の保全及び再生の方針	
(2) 対策	
IV 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連	34

山村振興基本方針書

都道府県名	宮城県
作成年度	令和 8 年度

I 地域の概況

1 県域における振興山村の状況

本県において、山村振興法に基づき指定された振興山村を含む市町村は、全 35 市町村のうち 11 市町となっており、これらの市町の 24 地域が振興山村として指定されている。（以下この基本方針においては「振興山村」という）

本県の振興山村の指定状況

指定年度	振興山村指定年月日	現市町村名	指定地域名	他の制度の指定状況
昭和 40 年度	昭和 41 年 3 月 31 日 総理府告示第 11 号	丸森町	丸森町、大内村、 筆甫村	過疎、特農（筆甫村）
		登米市	米川村	過疎、特農
昭和 41 年度	昭和 41 年 12 月 20 日 総理府告示第 54 号	仙台市	秋保村	豪雪
		南三陸町	戸倉村	特農
昭和 42 年度	昭和 42 年 12 月 15 日 総理府告示第 56 号	七ヶ宿町	七ヶ宿村	過疎、豪雪、特農
		気仙沼市	津谷町	特農
昭和 43 年度	昭和 43 年 12 月 28 日 総理府告示第 46 号	加美町	小野田町 宮崎村	過疎、特農、豪雪
昭和 44 年度	昭和 44 年 12 月 27 日 総理府告示第 44 号	大崎市	川渡村、鬼首村	過疎、特豪雪、特農
		栗原市	文字村	過疎、豪雪
昭和 45 年度	昭和 45 年 12 月 24 日 総理府告示第 53 号	仙台市	広瀬村、大沢村	豪雪
		大和町	吉田村、宮床村	特農
		栗原市	花山村	過疎、豪雪、特農
昭和 46 年度	昭和 47 年 2 月 3 日 総理府告示第 5 号	気仙沼市	新月村	特農
		仙台市	根白石村	
		登米市	横山村	過疎、特農
昭和 47 年度	昭和 48 年 3 月 5 日 総理府告示第 8 号	川崎町	川崎町、富岡村	豪雪、特農
		南三陸町	入谷村	特農
計		11 市町	24 地域	

（過疎：過疎地域、豪雪：豪雪地帯、特豪雪：特別豪雪地帯、特農：特定農山村地域）

本県における振興山村の状況

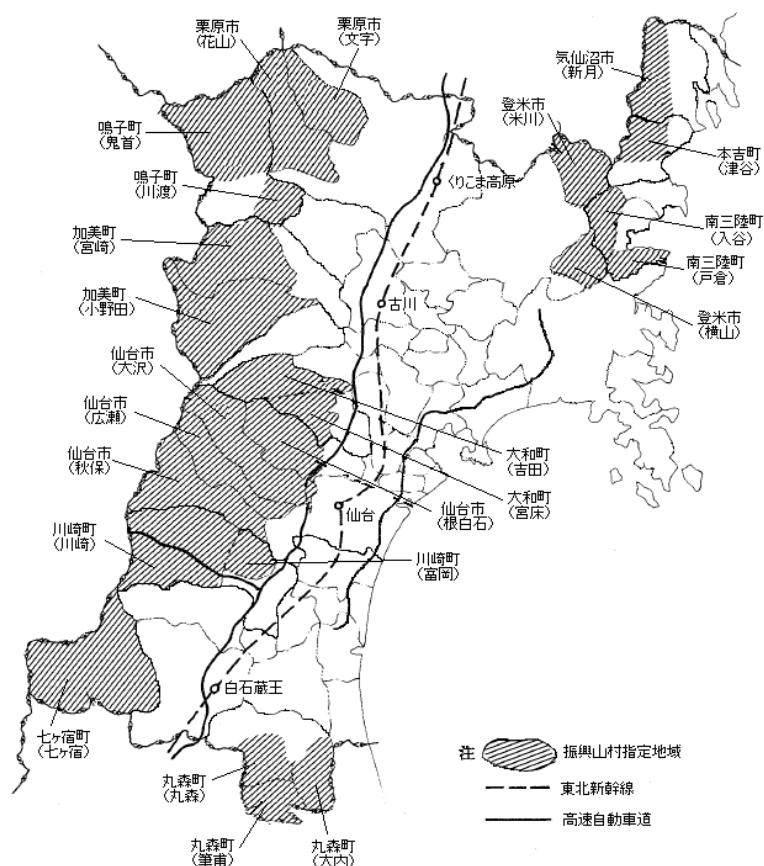
区分	全県 (A)	振興山村 (B)	比率 (B/A)
市町村数	35	11	31.4%
面積	7,282 km ²	4,913 km ²	67.5%
人口	2,225,414 人	1,474,681 人	66.3%
若年者比率 (15～29 歳)	14.3%	15.0%	—
高齢者比率 (65 歳以上)	29.3%	28.0%	—

出典：面積は、令和 7 年度全国都道府県市区町村別面積調（国土交通省国土地理院）。

人口は令和 7 年国勢調査（総務省統計局）。

（注）振興山村は振興山村地域を有する市町村全体の数値の合計

振興山村指定地域



2 自然環境に係る状況

(1) 地理、地勢

宮城県は、東北地方の東南部に位置しており、東部は太平洋に面し、西部には1,000mを超える諸峰を有する奥羽山脈が連なり、北東部及び南東部には高原状の山地が続いている。また、中央部には仙台平野が広がり、山々の周縁から平野部にかけては里山と呼ばれる丘陵地帯が広く分布している。

(2) 気候

本県の年間平均気温は、平野部と海岸地方では12℃前後であるが、奥羽山脈に位置する西部では10℃前後と若干低く、高地では9℃くらいの所もある。また、県北部と南部の温度差は1℃前後で比較的小さい。

本県の年間平均降水量は、約1,300mmであるが、奥羽山脈の西部では1,400mmから2,000mmと県平均を大きく上回っており、その地域に位置する多くの市町村が豪雪地帯に指定されている。

降水量及び平均気温

	平均気温（平年）	年間降水量（平年）
仙台市	12.8℃	1276.7mm
気仙沼市	11.2℃	1375.8mm
大崎市	11.5℃	1173.5mm
丸森町	12.2℃	1298.7mm

出典：過去の気象データ検索（気象庁）

3 社会及び経済に係る状況

(1) 人口の動向

本県の人口は、減少傾向が続いており、令和7年国勢調査結果は約220万人となっている。

令和7年の振興山村の人口は1,474,681人と全県の66.3%を占めており、平成12年の63.9%から増加しているが、仙台市を除く振興山村の人口は全県の21.3%（平成12年）から17.0%（令和7年）に減少している。

年齢構成をみると、14歳以下の低年齢層の割合は、出生率の低下等により年々減少しており、10.3%となっている。また、65歳以上の高齢者の割合は年々増加し、28.0%となっている。

年齢階層別人口の動向

(単位：人)

年度	振興山村			
	総数	0～14 歳	15 から 64 歳	65 歳以上
H12	1, 511, 927 (100%)	221, 253 (14. 6%)	1, 037, 876 (68. 6%)	252, 080 (16. 7%)
H17	1, 510, 776 (100%)	204, 470 (13. 5%)	1, 010, 323 (66. 9%)	290, 613 (19. 2%)
H22	1, 508, 546 (99%)	194, 394 (12. 9%)	976, 954 (64. 8%)	322, 059 (21. 3%)
H27	1, 521, 360 (97%)	180, 596 (11. 9%)	924, 524 (60. 8%)	370, 275 (24. 3%)
R2	1, 510, 678 (100%)	173, 530 (11. 5%)	929, 023 (61. 5%)	408, 125 (27. 0%)
R7	1, 474, 681 (98%)	152, 201 (10. 3%)	872, 887 (59. 2%)	413, 568 (28. 0%)

年度	県全体			
	総数	0～14 歳	15 から 64 歳	65 歳以上
H12	2, 365, 320 (100%)	353, 516 (14. 9%)	1, 601, 826 (67. 7%)	409, 156 (17. 3%)
H17	2, 360, 218 (100%)	325, 829 (13. 8%)	1, 558, 087 (66. 0%)	470, 512 (19. 9%)
H22	2, 348, 165 (99%)	308, 201 (13. 1%)	1, 501, 638 (63. 9%)	520, 794 (22. 2%)
H27	2, 333, 899 (98%)	286, 003 (12. 3%)	1, 410, 322 (60. 4%)	588, 240 (25. 2%)
R2	2, 301, 996 (100%)	268, 931 (11. 7%)	1, 385, 425 (60. 2%)	647, 640 (28. 1%)
R7	2, 225, 414 (100%)	233, 660 (10. 5%)	1, 328, 546 (59. 7%)	663, 208 (29. 8%)

出典：国勢調査（総務省統計局）

（注）振興山村は振興山村地域を有する市町村全体の数値の合計

（注）総数に年齢不詳人口を含むため、割合の合計は 100%にならない場合がある。

（２） 産業及び経済状況

① 産業

ア 就業人口

県全体の就業人口は、令和 2 年時点で 1,181,118 人であり、平成 17 年と比較して、6.6%増加している。これに対し、振興山村全体では 1.1%の増加となっているが、仙台市を除いた振興山村においては 9.0 %の減少と、労働力の低下が著しい。

産業別就業人口の推移を見ると、全県、振興山村ともに第一次産業は減少、第二次産業は横ばい、第三次産業は増加となっている。

産業別就業者数の動向

(単位：人)

年度	振興山村				県全体			
	全体	一次産業	二次産業	三次産業	全体	一次産業	二次産業	三次産業
H17	700,817 (99%)	38,906 (5.6%)	144,029 (20.6%)	508,011 (72.5%)	1,107,773 (99%)	68,985 (6.2%)	260,754 (23.5%)	765,734 (69.1%)
H22	674,361 (97%)	29,688 (4.4%)	129,257 (19.2%)	495,365 (73.5%)	1,059,416 (98%)	53,219 (5.0%)	234,210 (22.1%)	746,752 (70.5%)
H27	694,575 (97%)	26,452 (3.8%)	140,261 (20.2%)	509,096 (73.3%)	1,077,927 (98%)	47,017 (4.4%)	246,510 (22.9%)	760,125 (70.5%)
R2	708,582 (100%)	27,340 (3.5%)	154,297 (19.8%)	598,945 (76.7%)	1,181,118 (100%)	47,651 (4.0%)	263,229 (22.3%)	772,212 (73.7%)

出典：国勢調査（総務省統計局）

（注）振興山村は振興山村地域を有する市町村全体の数値の合計

（注）産業別割合は就業者総数に占める割合であるため、分類不能の産業を含み、合計が 100%とならない場合がある。

イ 各産業の状況

・ 産業別生産額等

就業別純生産額の推移を見ると、それぞれ個別の生産額は増加しているものの、振興山村を有する市町村（仙台市を除く。）における第一次産業の割合は県全体と比較して 1.6 倍となっており、依然として振興山村を有する市町村（仙台市を除く。）では他の地域と比較して、第一次産業が地域経済に占める割合が高い。

令和 4 年度の県内の 1 人当たり市町村民所得は 286 万 9 千円で、仙台市を含む振興山村では 244 万 5 千円、仙台市を除いた振興山村では 236 万 6 千円と、40 万円から 50 万円程度の所得格差が生じており、振興山村にとって大きな問題となっている。

・ 農林水産

《農業》

振興山村の農家数は、平成 17 年の 8,496 戸から令和 2 年には 5,158 戸となり、39.2%減少し、第 1 種・第 2 種兼業農家が減少している中で、専業農家は増加している。平成 12 年度時点での農業従事者は、11,799 人であるが、65 歳以上の高齢者が 6,589 人と、全体の 55.8%を占め、29 歳以下の 9.8%をはるかに上回っており、農業の高齢化が顕著となっている。

《林業》

県内主要林業地を擁している振興山村においても、木材価格の低迷等により森林所有者の経営意欲は減退し、林業就労者の減少と高齢化が進んでおり、特に人工林において伐採後の再生林が低迷している。

《漁業》

平成 12 年度時点での漁家数は、振興山村全体で 208 戸（うち専業 47 戸）あるが、海面に接している三陸沿岸の旧津谷町（旧本吉町）と旧戸倉村（南三陸町：旧志津川町）が振興山村全体の 93.3%に当たる 194 戸（うち専業 43 戸）と多く、養殖業が盛んである。

・ 商工・観光

《商工》

商業については、大規模小売店舗の立地も少なく、小規模な小売店が多い。

工業については、事業所数、従業員数とも全県に占める割合は低い上に、年間製造品出荷額ではさらに大きく下回り、労働生産性も比較的低い。

《観光》

振興山村のエリアには、七ヶ宿町、川崎町及び仙台市（旧秋保町）に広がる蔵王国定公園、大崎市（旧鳴子町）及び栗原市（旧栗駒町、旧花山村）に広がる栗駒国定公園、気仙沼市（旧津谷町）、登米市（旧横山村）及び南三陸町（旧戸倉村）の三陸復興国立公園のほか、蔵王高原、二口峡谷、船形連峰、阿武隈溪谷及び気仙沼の県立自然公園があるほか、温泉、湖沼、スキー場、登山道などの観光施設に恵まれている。

本県における観光客の入込数は、年々増加傾向にあり、振興山村を有する市町村においても同様となっている。しかし、宿泊観光客に関しては、景気の低迷等も影響して年々減少傾向にあるが、日帰り観光客は増加傾向にある。

② 公共施設等の整備状況

振興山村における公共施設等の社会資本の整備は、山村振興法が制定された昭和 40 年以来、改善が図られてきている。

その中でも、道路整備は、これまで精力的に取り組まれてきた分野である。山村

振興対策が始まったころの人口増加率と道路改良率・舗装率との関係は、人口減少の著しい地域ほど改良等が進んでいないという関係にあったが、近年ではその状況は改善傾向にある。

医療施設については、千人当たりの病床数で比較すると、他の地域の約 6 割（仙台市を除いた場合約 3 割）の水準であるとともに、医師数でも約 5 割（仙台市を除いた場合約 3 割）の水準となっており、医療水準については、いまだ格差が大きい。

社会教育・文化施設については、振興山村は他の地域と比べてもあまり差がない。

教育施設については、児童・生徒数の減少に伴い、振興山村においては、1 校当たりの児童・生徒数は少なく、学校は小規模である。

③ 財政状況

振興山村を有する市町村の財政構造は、仙台市など一部の市町村を除くと、財政力指数が他の市町村と比べて低く、基本となる地方税等の自主財源が乏しいため地方交付税等に依存する弱い財政基盤となっている。また、経常収支比率が他の市町村に比べて相対的に高く、財政構造が硬直化しつつある市町村が多い。

Ⅱ 振興山村の課題とこれまでの山村振興対策の実施状況

1 これまでの山村振興対策の成果

振興山村には、昭和 40 年以降、山村振興法に基づき、道路整備や産業の振興、生活環境の整備、医療の確保など、総合的な山村振興対策が講じられてきた。また、幹線道路の整備や多目的ダム等の国土保全施設の整備により生活環境が大きく改善された。しかし、一部の地域を除き、振興山村全体としては依然として若者の流出と人口の減少が続くとともに、少子・高齢化の急速な進行もあり、地域の活力減退が見られる。

具体の課題については、以下に示すとおりである。

2 振興山村の課題

(1) 高齢化の進行

① 地域の活力の維持

多くの振興山村は、他の地域に先行して高齢化が進行しているが、地域の活力の維持、発展を図る上で、高齢者各自が持つ個性と能力、経験を生かした、生活の豊かさを実感できる社会の構築が求められている。

② 要介護高齢者の増加への対応

75 歳以上の後期高齢者の増加により、寝たきりや認知症等の介護ニーズが高まっている。これらの要介護高齢者に対する保健・医療・福祉サービスについて、予防策を含め適切に供給できる体制や、住民同士が支え合いながら安心して生活できる地域づくりが必要である。

(2) 産業活力の不足

① 若年就業者の減少への対応

多くの振興山村では、他の地域に比べ就業人口の減少が顕著であり、企業誘致や地域資源を活用した新たな産業の創造など、若年就業者層の定住を促進する必要がある。

② 地域資源の見直しと所得格差の是正

都市等との所得格差の是正のためには、地域の各産業分野の労働生産性を高めるとともに、地域資源の見直しと都市住民のニーズに的確に対応した、地域独自のサービスの提供が必要である。

(3) 生活空間の整備

① 基礎的都市機能の立ち遅れ

汚水処理施設など基礎的生活基盤施設は、これまでの山村振興対策により、ある程度の整備は進んだものの、今後若者の定住促進と都市からの交流人口の増加を図る上からも、より快適な生活環境の整備を促進する必要がある。

② 人口移動スタイルの変化への対応

最近では、定住地を必ずしも都市部ではなく豊かな自然の中に求める人々も増えてきていることから、生活空間としての振興山村の可能性を認識し、定住促進のため地域の既存の施設や資源を効率的・効果的に活用する必要がある。

(4) 機能分担等広域的な視点

① 圏域中心都市の育成

振興山村の人口流出防止と定住を促進するためには、雇用の場や各種都市的サービスを提供する地方中心都市が必要である。このため、振興山村と都市部とを連絡する交通網を整備するとともに、地方中心都市に雇用の場を確保するため、中心都市の機能充実、産業の高度化等を推進する必要がある。

② 機能分担

振興山村が、それぞれの地域で産業の振興や生活基盤の整備等を個々に行うことは非効率となる場合がある。広域行政圏や生活圏といった広域的な視点に立ち、それぞれの地域が多彩な特性を生かしながら、相互に連携協働し、戦略的な重点投資を行う必要がある。

Ⅲ 振興の基本方針及び振興施策

1 振興山村の振興の意義及び方向に関する事項

(1) 基本方針の理念

本方針は、令和2年12月に策定した「新・宮城の将来ビジョン」に基づき、「富県躍進！“PROGRESS Miyagi” ～多様な主体との連携による活力ある宮城を目指して～」の理念の下、「被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポート」を復興の対応方針に据え、政策推進の基本方向として「宮城の未来をつくる4本の柱」を掲げて取組を推進しているところであり、この方針の基本理念として位置づける。

県内の振興山村においては、これまでの山村振興法に基づく山村振興事業の計画的な展開により、各種生活基盤の整備が進み、他地域との格差が小さくなるとともに、住民と一体となった地域活性化への取組も見られるが、全体的には、構造的な若年層の流出、少子・高齢化の進行、地域産業及び地域社会の担い手不足等といった状況が続き、依然として地域活力の低下を招いている。このような振興山村の置かれている現状を直視しつつも、豊かな自然・空間に着目し、振興山村の振興を促進するための基本的方向をここに示す。

(2) 基本的方向

～「ここに住みたい」と思える魅力ある居住地域群の形成を目指す～

住民が「住み続けたい」と実感でき、若者世代や都市地域の住民も「住んでみたい」と思えるような魅力的な空間の形成が必要不可欠である。

① 魅力ある生活空間の創造

振興山村の生活基盤が着実に改善してきている中、単に都市に追いつくという視点ではなく、振興山村の優れた自然環境や空間、文化的・歴史的資産を積極的に評価、活用し、振興山村を新たな居住地として志向する人々の増大も視野に入れ、都市に欠けているゆとりある居住の場として、既存施設の有効利用を積極的に図りながら環境整備を進めていく。また、人々の活動は広域化してきており、地域の中心都市との連携を強化し、都市的サービスとゆとりある居住環境、そして豊かな自然とを併せて享受できる、質の高い自立的な地域づくりを推進する。

このためにも、振興山村における情報通信基盤の整備強化を進め、地域の人々がインターネットや携帯電話等を容易に利用でき、個々の能力を創造的かつ最大限に発揮できる環境を実現する。

② 活力に満ちた社会の形成

人口の流出に歯止めを掛けるためには、地域活動の担い手や後継者となる若年層にとって魅力のある雇用を場を通勤可能な圏域に確保することや、生活様式の変化に対応した新しい生活空間の場を提供する必要がある。さらに、振興山村の資源を生かし、特徴ある多面的な産業の振興を大胆に展開するとともに、産業の集積が進

んだ地方中心都市との交通通信体系を整備する。

③ 自然環境の保全、歴史・文化の保存と創造

県内の振興山村は、総じて自然環境に優れ、その豊かな自然環境は、県民に保健休養等の多面的な恵みをもたらしており、県民の財産として大切に保全し、次代へ引き継いでいく。そのため、自然環境の保全を積極的に推進するとともに、美しい景観を生かしながら、環境にやさしい生活様式、生産活動の実践など、人と自然が共生する地域社会の形成を推進する。また、振興山村の持つ歴史や伝統文化の価値を再評価し、地域の新しい文化の創造に努め、振興山村を更に魅力ある地域としていく。

(3) これからの振興山村の視点

前述の基本的方向に沿って施策を推進する上で、次に掲げる視点を重視する。

① 新たな生活空間の提供

豊かな地域資源や多様な文化・伝統を持つ地域社会の風土を継承しながら、情報化や価値観の多様化の時代に即した新しい文化や生活様式を創造する。また、生活の質や豊かさへの志向を背景として、ゆとりのある居住空間や豊かな自然・歴史・文化を有する地域での生活に対する都市住民の関心が高まっていることから、社会活動の広域化に対応した生活条件の整備により、都市住民との新しいライフスタイルを実践できる場として整備する。

これらの生活空間整備に際しては、厳しい財政状況も踏まえ、廃校舎等の遊休施設も含めた既存施設の有効利用など創意工夫を図り、既存資源の可能性を最大限に引き出す方向で、各種施策や事業の推進を図る。また、D X等を活用した情報提供や地域振興の手法を取り入れることで、地域の魅力を広く発信し、テレワークなどの多様な働き方についても支援する。

② 地域間交流の推進

自然に恵まれた生活空間や景観を有する振興山村は、人間の活力のかん養や活動、居住の場として県民全体のかげがえのない資産であり、都市住民にとっては、保養や休息の場、自然体験や農林水産業体験の場として、その価値は高い。このため、振興山村の活性化のためにも、都市住民の関心や志向を的確に把握しながら交流を推進するとともに、気軽に滞在、居住できるような魅力づくりと受け入れ体制の整備を図る。

③ 人口減少・少子高齢化への対応

人口減少・少子高齢化の進行に対応するため、そこに生活する人々の郷土愛、生きがい、自信・誇りの創出により、魅力ある個性豊かな地域の創造を推進する。ま

た、高齢者や子ども達の積極的な社会参加による地域特有の伝統文化・生活文化の振興についても積極的に推進する。さらに、遊休学校施設等の有効利用の取組を進める。

④ 若者の定着促進

住んでいる地域の特色や魅力を若者に理解してもらえよう、家庭、地域、学校、行政等の協働により、地域理解と愛着が深まる取組を推進する。また、一度地元を離れた若者が戻ってきたいと思える魅力あるまちづくりを進めるとともに、若者が安心して働くことができる環境の整備や地域で安心して子育てできる環境の整備等を進める。

⑤ 移住・定住の推進

首都圏から地方への移住・定住の関心が高まる中、移住・定住イベントやSNSを活用した地方の魅力発信、地域おこし協力隊の活用など、移住・定住に対する取組を推進するとともに、将来の移住につながる関係人口の増加を図る。

⑥ 住民参加による地域経営及び地域コミュニティ組織の強化

地域づくりに関わる人やNPO等との交流や協働、学びを通じた地域活動を促進するとともに、振興山村の持続的発展を促進するため、住民の視点に立った、住民参加による地域経営を進める。また、住民が地域の課題を自らのものとして捉え、課題解決に向け自主的な活動を展開できるよう、住民主体による地域づくりを支援するなど、地域コミュニティの機能強化や活性化を図る。

⑦ 人材の育成

振興山村においては、地域の活力の維持向上を図るための産業や地域活動を担う人材の確保は大きな課題となっている。このため、集落支援員や都道府県過疎地域等政策支援員を有効活用するなど、家庭・地域・学校・行政が協働して子供や若年者の地域への愛着を高める取組を行う。

⑧ 戦略的・重点的投資の一層の推進

振興山村は、その多面的・公益的機能を国全体で支えていく必要性や、他の地域と比べ財政基盤が一般的に脆弱であることなどから、各種の財政支援が講じられている。

このような措置を有効に活用するためにも、地域における戦略的な事業にそれらを重点的に活用し、事業効果が一層高まるような施策の推進を図る。

2 交通施策に関する基本的事項

(1) 交通体系の整備の方針

振興山村の産業、経済、文化の振興を図り、地域間の交流と連携を促すためには、生活圏の拡大を踏まえた広域的な基幹道路の充実とネットワーク化に重点を置いた道路交通網の整備が重要である。また、高齢化社会に対応した生活者の安全と安心な暮らしを支える道路整備も欠くことができない。

このため、高速交通体系である高規格幹線道路や地域高規格道路の整備を促進するとともに、これらにあわせたアクセス道路や新幹線駅への連絡を強化する道路をはじめ、自然との調和に十分配慮しつつ、観光、企業誘致等の産業振興等を支援する道路、振興山村と地方中心都市を結ぶ幹線道路等の整備を広域的な観点から促進し、ネットワーク機能の強化を図る。

さらに、医療・福祉施設への連絡強化や生活の利便に資する道路整備を促進し、振興山村内外の総合的な交通体系の整備を図る。

(2) 対策

① 国道、県道及び市町村道の整備

ア 国道及び県道等の整備

国道（知事管理分）及び県道は、広域生活圏の中心都市と振興山村を結ぶ重要路線であり、地域の産業経済の発展、生活水準の向上に大きな役割を果たしている。このため、広域的な産業の振興、地域間交通網の確立、広域的な事業に重点を置いて、整備促進する。特に、地域間交流を促すため、振興山村と地方中心都市を結ぶ主要道路、振興山村と高速自動車道のインターチェンジ・新幹線駅等高速交通体系へのアクセス道路、一般国道等と連絡する道路、観光・リゾート施設を広域的に周遊できる道路、大規模災害発生時の避難路・緊急輸送道路、平野部と山間部との連絡を保つ道路等については、広域的な観点に立ってその整備を図る。

イ 市町村道の整備

市町村道は、住民生活に密着し、生活水準の向上や防災及び産業の振興に重要であり、その整備が必要である。このため、生産地区、購買施設・公共施設や高台等との連絡を確保する市町村道や主要集落相互間、駅、教育施設、医療施設等の公共施設を結ぶ幹線道路について整備促進するとともに、高齢化社会に対応した道路のバリアフリーや交通事故対策のための交通安全施設整備に努める。

なお、市町村合併後の地域内及び地域相互間の連携を強化する市町村道については、国・県道を基軸とした道路ネットワークの形成に配慮しつつ整備促進する。

② 地域の生活交通の確保及び支援

ア 生活交通の確保

振興山村の住民にとって路線バス等の公共交通機関は、少子高齢化が進行する

中、日常生活を送る上で不可欠な移動手段となっているが、近年、通勤、通学者の減少や、自家用車の普及による利用者の減少に伴い、その運行を維持することが困難となり、事業者路線の廃止や縮小が進んでいる。このような状況を踏まえて、地域の生活交通確保対策として、市町村などによるコミュニティバスや乗合タクシーなどの運行が行われているが、財政負担の増加等により、運行体制の維持・確保が課題となっている。また、交通空白地では、いわゆる「買い物難民」等も課題となっている。このため、地域の実情に即した交通の確保に向けた支援を推進し、あわせて、新たな販売手法に取り組む事業者への支援等を通じて「買い物難民」等の解消を図る。

イ 観光客等の公共交通利用促進

観光客等来訪者の移動の利便性や回遊性の向上により、交流の活発化を図るため、必要な措置を講ずる。

3 情報通信施策に関する基本的事項

(1) デジタル化施策の方針

近年、情報通信技術（ＩＣＴ）の飛躍的發展によって、産業、教育、保健、医療、福祉、文化、行政等のあらゆる分野でのデジタル技術の活用が進展しており、デジタル化は振興山村における定住を考える上で欠かせないものとなってきている。

本県でもＤＸの意義を庁内外の関係者で共有しながら多様な主体と連携して推進していくための基本方針として、「みやぎＤＸ推進ポリシー」を令和７年４月に施行し、人口減少社会においても、県民が安心して暮らすことができ、持続的に発展した、活力あふれる宮城を目指す方針を定めた。

本方針を基に、振興山村においても、デジタル技術を活用して、地理的不利性を克服し、住民の利便性向上と行政の効率化を図るため、高速大容量回線や無線通信網など、地域内外の交流・連携を支える情報通信インフラの整備を進める。

また、情報格差（以下「デジタルデバイド」という。）対策を行うとともに、振興山村の人口減少に対する対策として、デジタル技術を活用したワーケーションや二地域居住の促進により、関係人口の創出・拡大を目指す。

(2) 対策

① デジタル化の推進

振興山村は、生活面、産業面ともに、地理的不利性による時間と距離の制約や非効率などの問題を抱えており、その克服には、社会全体のデジタル化の推進が必要であり、高速大容量回線や無線通信網など、地域内外の情報通信インフラの整備だけでなく、デジタルデバイドの対策も必要である。また、行政手続においてもＡＩやＲＰＡなどのデジタル技術の活用、オンライン化等による住民サービスの向上や地域間の連携による医療システムの構築等、生活に密着した情報提供の充実を図る

ことにより、住民に効率的なサービスを提供できる体制を整備する。

さらに、教育面での活用をはじめ、地域の特性・優位性の周知により、都市とのリアルタイムな情報交流を促進し、地域の特性を活かした地域間交流等の機会拡大を図る。

このほか、振興山村における携帯電話のエリアの整備は、地形的制約や、採算性の面から整備が進まない状況となっている。地域住民の利便性向上はもとより、各種産業の振興及び交流人口の増大のため、携帯電話サービスが提供されない地域の解消のために、更なる携帯電話エリア整備を図る。

② 先進的情報通信技術の活用

ローカル 5 G、A I などの先進的技術を身近なものとして利活用することにより、近年多発している自然災害への対策や、技術導入の進展が期待されている農林水産分野など、地域の課題解決及び地域の活力創出を目指す。

なお、こうした先進的技術の利活用に当たっては、利用者目線に立った使いやすいサービス導入やデジタルデバイドの解消・防止等の視点を重視し、高齢者等の使い勝手にも配慮した情報化の推進に努める。

4 産業基盤施策に関する基本的事項

(1) 産業基盤施策の方針

地理的条件が悪く、農業生産条件が不利な振興山村において、基幹となる農道等やほ場及びかんがい排水等の整備を行い、産業の持続的な発展と住みやすい環境整備を促進する。また、産業基盤の整備を進めるに当たっては、振興山村の豊かな自然環境を維持することも重要であることから、森林や農用地の保全に努める。

(2) 対策

① 農道、林道及び漁港関連道の整備

ア 農道の整備

広域農道の整備は、営農の機械化、団地化、広域化等による農畜産物の生産性の増大や流通圏域の拡大等による収益性の向上につながることから、振興山村における農業振興のためにも必要である。また、その促進を図るとともに受益地区の各生産団地を有機的に連結させる農道ネットワークの確立に努める。

なお、農村景観や自然環境の保全に配慮しつつ、人に優しく安全で快適な農道整備により農村環境の向上に努める。

イ 林道の整備

林道は、森林の適正な管理と効率的な林業経営のための基幹的な施設であるとともに、森林空間の総合的利用の推進や振興山村の産業振興及び定住の促進を図る上でも、重要な役割を果たしている。このため、基幹道を始め、森林管理道及

び作業道を積極的に整備し、林業の機械化に対応できる高密路網の整備に努め、低コスト林業の確立を図る。また、既設林道については、改良事業や舗装事業を促進し、機能の向上を図る。

ウ 漁港関連道の整備

漁港関連道は、漁業生産基盤の整備を進める上で重要であるため、特に主要漁港関連道については、引き続き整備を促進する。

エ 都道府県代行制度の積極的な活用

振興山村のうち過疎地域の自立発展に資する基幹的な農道及び林道については、代行制度の活用も含め、整備を促進する。

② 森林、農用地の整備・保全

ア 森林整備

森林は木材等林産物の供給に加え、県土の保全や水源のかん養、安らぎと憩いの場の提供など多様な機能を有しており、次代に引き継いでいかなければならない大切な財産である。今後、森林の諸機能を維持するためには、適切な森林整備と県民の支援・協力が不可欠である。このため、特に人工林については、伐採後の再造林を重点的に進めるとともに、長伐期や複層林施業への誘導、針広混交林化等を図るほか、都市・山村の交流を通じ、受益者としての都市住民に森林に対する理解と関心を深めさせ、両者の新たな協働関係の構築を図る。

イ 農業生産の基盤の整備及び保全

食料生産基地として必要な農用地の確保と整備を促進し、食料需給の動向に対応した農用地の利用と地力の維持増進に配慮した利用の高度化、不断の良好な管理を通じ農用地の効率的な利用と生産性の向上を図るとともに、県土保全等における農業の有する機能が高度に発揮されるよう配慮する。また、地域内の農地・農業用水等の資源が、将来にわたって良好な状態で保管理されるよう、農業者だけでなく地域住民などの参画を促進するとともに、地勢等の地理的条件が悪い地域においては、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう、不利な農業の生産条件への支援を行う。さらに、住宅用地、道路、公園、運動用施設の整備など、農用地の農業以外の利用計画との整合性を図り、優良農用地の保全に努めるとともに、遊休農地の発生防止・解消に努める。

5 産業振興対策に関する基本的事項

(1) 産業振興対策施策の方針

振興山村における就業人口は、農林水産業等の第一次産業中心から、第二次あるいは第三次産業の占める比率が高くなる傾向にあり、産業構造の変化は確実に進んでい

る。

しかしながら、振興山村においては、既存の都市にはない特徴ある地域資源を活用した地域振興を図る上で、第一次産業を活用した産業振興は重要な意味を持っている。

振興山村の産業の振興においては、地域社会の持続的発展に不可欠な就業の場を確保・拡充させることが最優先事項であり、このため、地域の特性に応じた農林水産業の高度化を図り、地場産業の振興を図るとともに、広域的な企業誘致対策や振興山村の空間や自然・歴史環境の保全と調和を取りながら、有効に活用し、新しいニーズに適応した観光産業の振興と、高齢者の持つ知識や活力を生かす工夫も必要である。

振興山村の産業振興を推進するに当たっては、産業振興のための諸計画との調和を図りつつ、それぞれの地域特性に合った多面的な特色のある産業振興によって、地域の産業全体を誘引する引金的効果を発揮させるとともに、農林水産物のブランド化や6次産業化、農林水産業と他産業が連携した付加価値の向上を図っていくほか、振興山村に豊富に存在する様々な自然の資源を再生可能エネルギーとして活用することにより、関連産業の活性化、雇用の促進、交流人口の増加等を図っていく。

(2) 対策

① 農林水産業の振興

ア 農業の振興

・ 持続可能な儲ける農業の展開

農業が農村地域を支える儲ける産業として持続的に発展するため、農業に携わる意欲ある多様な人材の確保と育成を図るとともに、AI、IoT等の先進的技術の活用や農地の基盤整備と集積・集約化により収益性の高い農業経営の展開を図る。また、実需者ニーズに対応した農産物の安定生産や6次産業化等による農業経営の多角化、食品製造業者等と連携した食のバリューチェーン構築などの取組を進めるとともに、消費者による食と農への理解と地産地消の促進を図る。

・ 持続可能な活力ある農村の実現

人口減少や少子高齢化が進行する中で、農村を維持し活性化するためには、農業生産基盤の保全管理の在り方を見直すことや、関係人口の拡大、移住希望者に選ばれる持続可能な活力ある農村を実現する必要がある。

そのため、土地改良区や市町村・集落等、多様な関係者で農作業管理の省力化などの議論を進めるとともに、地域を支える人材や関係人口の育成・拡大を図る取組とあわせて、これらの人材が持続的に地域と関わりが持てるように地域資源を活かしたなりわいを創出し、雇用機会や所得の確保を図る。また、野生鳥獣被害対策や農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るとともに、農村地域において安全で安心した生活ができるよう環境整備を図る。

さらに、基幹的農業水利施設の計画的な整備や機能保全対策等の推進により、

農村地域における防災・減災対策に取り組む。

イ 林業の振興

- ・ 活力ある林業・木材産業の確立

再生可能な森林資源の有効活用、県産材の安定供給体制の確立が地域の自立や循環型社会を構築する上で重要な課題である。

戦後植林された森林は、木材として利用可能な時期を迎えていることから、路網の整備や機械化作業の推進、製材システムの省力化などにより、木材の生産から加工・流通までのトータルコストの低減を図るとともに、消費者ニーズに対応した木材製品の供給体制の構築を促進し、林業・木材産業の活性化を図る。また、地域の森林資源を積極的に活用するため、これまで林内に放置されていた未利用間伐材等の搬出を支援し、木質バイオマスエネルギーへの利用等を促進するとともに、C L T等の開発・普及など新たな木材需要の創出を図る。

さらに、山間地域の重要な生産物であるきのこ等の特用林産物についても、各種施策を推進し、県産きのこ類の需要拡大と生産基盤の強化を促進するとともに、福島第一原子力発電所事故の影響で出荷制限等の措置がなされている原木しいたけ（露地栽培）や山菜等の生産再開に向けた取組を支援していく。

- ・ 多様な森林整備と交流の推進

森林は木材等林産物の供給のほか、県土の保全や水資源のかん養、安らぎと憩いの場の提供、地球温暖化防止など多様な機能を有しており、次代に引き継いでいかなければならない大切な財産であることから、今後、これらの森林の諸機能を維持していくためには、適切な森林整備と県民の支援・協力が不可欠である。特に、地球温暖化防止に向けた森林の二酸化炭素吸収量の目標達成を目指し、人工林の間伐を進めるとともに、将来の森林資源を確保し、持続可能な林業・木材産業を実現するため、再造林の推進にも積極的に取り組んでいく。また、本格的な人口減少社会に対応するため、新規就業に対する支援を強化するとともに、I C T等を活用したスマート林業の推進、都市部からの「自伐型林家」の移住定住支援等により、多様な担い手の確保及び地域交流の推進を図る。

ウ 水産業の振興

- ・ つくり育てる漁業の推進

漁業を取り巻く国際環境がますます厳しくなっていく中で、「つくり育てる漁業」の重要性が増している。

このため、効果的な種苗放流を行う栽培漁業や漁業者自らが資源保護を行う資源管理型漁業を官民一体となって推進し、漁獲量の回復を目指す。

また、三陸地域の沿岸部では、カキ、ホヤ、ホタテガイ、ギンザケ等の養殖が

盛んであり、これまでの安定生産を維持しながら一層の生産の効率化を図るため、各種の応用生産技術の実用化を進める。さらに、海水温上昇等の海洋環境の変化に柔軟に対応できる漁業・養殖業への転換を図る。

- ・ 生産基盤の整備

振興山村内に存する漁港については、地域の漁業形態に応じ、沿岸漁場や漁村環境等の整備と連携のとれた漁港施設の整備を進める。また、漁村における快適な生活と生産活動を確保するため、潤いのある環境の形成に配慮するとともに、海とのふれあいを促進する施設の整備等による都市住民との交流を通じ、漁村の活性化を図る。

さらに、流通体制・地元加工体制の整備に努め、水産業経営の安定・向上を図るため、設備・運転資金の低利融資等不足する経営資源の確保について支援し、経営基盤の充実、強化を図る。

- ・ 後継者の育成等

各種の講習会、普及事業や都市住民との交流等を通して次代を担う漁業後継者の育成、漁民教育のための技術、経営指導を行うとともに、浜の中核的な人材である漁業士、漁業協同組合傘下の部組織である漁協青年部や女性部等の自主的活動などの支援を通して人づくりを推進し、新たな時代にふさわしい漁業者、漁業団体を育成・確保することで、水産業を核とした地域の活性化を図る。また、漁業就業啓発活動や漁業研修の実施、受入れ体制の構築支援などにより、新規就業の促進を図る。

- ・ 地域に根ざした水産業の競争力の強化とブランドづくり

振興山村に産する鮮度感あふれる水産物のブランド化に向けた生産者団体自らの取組を推進する。また、地産地消の考え方を取り入れた、県民に愛される水産物の生産・供給体制を推進し、県民と生産地域との連携を促進する。

- ・ 水産業に関する県民理解の促進と地域環境の整備

水産業に関する情報の積極的な提供と県民との対話交流を促進する。また、漁村地域の景観や自然環境の保全に配慮した、災害に強く、快適で豊かな生活環境づくりを促進する。

② 地場産業の振興

ア 住民の創意工夫による地場産業の振興

地域が保有する有形・無形の地域資源を有効に活用し、特色ある地場産業を育成することは、地域の生活・経済基盤の充実を促進し、若者等の定住、高齢者の雇用の確保などを図る上で、極めて重要である。このため、産地組合などが実施

する新商品開発、需要開拓、人材育成に対しての助成や産業デザインの振興などによる国内外の多様なニーズに対応した高付加価値商品の開発を支援する。

特に、地域農林水産物の高付加価値化を推進することは、原料生産から新商品開発、加工、流通、販売活動にいたる地域ぐるみの体制整備や、そのために必要な生産加工施設及び流通販売施設の整備を促進する。

イ 伝統的地場産業の振興と流通販路の拡大

酒、味噌、醤油、漬物等の食品加工業、伝統こけし、漆器等の伝統工芸品等、振興山村には数多くの地場産業があるが、そのほとんどが零細企業であり、原材料の確保、後継者の確保、育成、販路の拡大等の課題を抱えている。このため、共同化、協業化等への取組を支援するとともに、国内外の多様なニーズに対応した新製品の開発などを通じて、地域ブランドの確立を図り、新たな需要の開拓、販路の拡大に努める。

③ 企業の誘致対策

ア 広域的な企業誘致の推進

振興山村における企業誘致の推進は、雇用機会の拡大、地域の担い手である若者定住の促進及び所得の向上など、地域の発展を図る上で極めて重要である。

このため、県及び市町村が連携し、地域の特性を踏まえながら、地域内あるいは通勤可能な地域への広域的な工業立地が図られるよう企業誘致活動を展開するとともに、産業団地開発に取り組む市町村に対して、用地造成費用に要する経費について、無利子貸付等を行い、市町村の産業用地整備を後押しする。また、広域的な視点から、道路交通、産業基盤の整備・改善、質の高い労働力の育成確保等を推進する。さらに、企業立地については、事業主や従業員の快適な生活空間の確保や自然体験を取り込んだ魅力ある教育機会の提供等、企業の進出意欲に対応するためのソフト基盤の総合的整備を進め、自然環境の保全や農林水産業との調和に配慮しながら、先端技術等研究開発施設との連携により推進する。

イ 立地企業の育成強化

振興山村に立地している企業の多くが小規模企業であり、これらの育成強化が地域振興の鍵となっている。このため、産業技術総合センターを中心として、技術相談・指導や技術者研修・講習会などを通じ、技術力の向上及び人材育成を図るとともに、次世代を支える高度電子機械、自動車、半導体、航空機、医療・健康機器、環境・エネルギー等新成長産業分野へ進出しようとする企業への支援施策の充実を図る。

④ 起業の促進

各地域に顕在する地域課題の解決や社会性のある事業を行う創業（第二創業）者

に対して、創業セミナー等の開催、創業支援機関や専門家等が連携したハンズオン支援の実施により、事業計画達成や経営安定までを強力に支援することで雇用の創出や地域産業の再生を実現させるとともに、地域経済の活性化及び富県宮城の実現に寄与する。また、市町村や創業支援機関と連携した創業支援ネットワークを構築し、創業支援機能や施策における県全体の底上げを図る。また、新規参入者等が農地取得を円滑にできるよう配慮するなど、振興山村の基幹産業となっている農業の産業継続性の確保を図る。

⑤ 商業の振興

ア 商業・サービス業の振興

高齢化や過疎化に伴い、地域の商業機能は縮小傾向にあり、食料品などの生活用品の調達が困難となっていることから、地域を支える商業・サービス業の持続性を高めるため、地域の特色ある資源を活用したブランド品の創出によるサービスの高付加価値化や業務の省力化を支援するとともに、買い物機能の強化を図る取組を支援し、地域の課題やニーズに対応した多様なビジネス展開を促進する。

イ 地域に密着した事業の展開

若手・女性事業者等の地域の担い手が自らその課題に気づき、主体的に新たな賑わいを創出していく取組を支援することにより、魅力的で持続可能な地域社会の構築を目指す。また、商工会等が取り組む経営改善普及事業等の中小・小規模事業者に対する支援や、地域に密着した各種事業により地域の活性化を図る。

⑥ 観光及びレクリエーションの振興

観光振興のため、自治体と観光事業者等が一体となって、振興山村が有する豊かな自然や食、歴史・文化、生活といった観光コンテンツの創出・磨き上げや情報発信、震災の伝承と連動した誘客を促進する。また、国内外からの観光客が安心して利用できる観光施設・設備などの受入環境を整備するとともに、観光を契機として、地域住民との交流や体験などを通じて地域のファンの獲得を図り、関係人口の創出による持続可能な地域づくりと観光振興を進める。

さらに、農林水産業等の関連産業との連携を促進し、地域資源を活用した高付加価値な観光産業の創出や地域全体の活性化を図る。

⑦ 情報通信関連産業の振興

今後、県内産業が持続的な発展を続けていくためには、A I ・ I o T等のデジタル技術を活用した生産性向上や新たな価値の創出が求められる。

そのためユーザー（県内製造業等）とベンダー（県内I T企業等）の異業種間連携を促進しつつ、デジタル技術を活用できる人材の育成や、収益性の高い自社製品の開発を支援する。また、情報通信関連企業の立地・集積を促進し、技術波及や地

域課題の解決、地域産業の活性化につなげる。

⑧ 地域資源活用施策の実施

特色ある地域資源を有効に活用するため、地域ブランド品となるような特産物の生産振興や、加工業及び販売業の導入、また、6次産業化による商品開発や販路開拓等の取組を促進する。さらに、企画開発、マーケティング、販売等の強化など、山村の振興に寄与する人材の育成及び確保のための支援策等を推進する。

⑨ 再生可能エネルギーの利用推進

太陽光、風力などを再生可能エネルギーとして地域の暮らしに取り入れていくことは、低炭素化による地域環境の保全のみならず、振興山村の経済活性化など持続的な地域の発展に資する重要な取組であるとともに、災害発生時にも利用できる自立・分散型エネルギーシステムの構築にもつながることから、地域と共生した再生可能エネルギーの推進を図る。また、林地残材をはじめとする木質バイオマス、地熱・温泉熱の利活用や、農業水利施設等を活かした小規模水力発電など、地域に特有の再生可能エネルギーの導入の促進を図る。

6 防災に係る施策に関する基本的事項

(1) 防災に係る施策の方針

地震や気候変動による災害リスクが高まる一方、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていく。

山村は国土保全において重要な役割を担っていることから、国土の保全管理機能を高めるための施策を充実させることが極めて重要であり、都市住民の安全や潤いのある生活等にもつながるものである。このため、山地の崩壊や森林の荒廃などを防止する治山事業や流域の荒廃を防止する砂防対策、海岸においては、海岸保全対策等の国土保全施策を推進するとともに、洪水の防止、土砂流出の防止等を図るなど、総合的な対策を講じる。また、振興山村の住民にとって身近な公共施設である学校は、災害時には地区の避難場所や避難所となることから、十分な防災機能の整備を図る。

(2) 対策

① 国土保全施設の整備

県土の保全において山村は重要な役割を担っているが、急しゅんで降水量が多いなど、地形及び気象の条件により災害を受けやすくなっている。このため、治山、治水などの県土保全事業の推進、防災対策の強化を図る必要がある。治山事業については、山地の崩壊や森林の荒廃などで流出する土砂による災害を防止するため、

山地治山総合対策事業を推進する。また、治水事業については、河川改修を積極的に進め、治水の確保に努める。また、本県における土砂災害の原因となる有害土砂の発生源は、奥羽、阿武隈、北上の各山地が主で振興山村と一致するので、通常砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業を実施するほか、火山地域における土砂災害の防止を図るため、火山砂防事業を実施する。

沿岸部に位置する振興山村の中で、高潮や津波、浸食等による災害を受ける地域にあっては、海岸保全施設の整備を進める。また、レジャー人口の増加や自然志向の高まり等により入山者が多くなっていることに伴い、林野火災の発生する危険性も増してきているため、広域的・機能的に対応できる防災ヘリコプターを導入するほか、林野火災用資機材の備蓄整備を図る。

② 学校の防災機能の強化・充実

振興山村においては、災害時に陸路が寸断され孤立する恐れがあることから、児童生徒はもとより住民の命を守るため、停電時における自立的な電力確保のための太陽光発電設備及び蓄電池の整備や、複数の情報通信機能を確保するなど、学校の防災機能の強化・充実を進める。

7 医療の確保に係る施策に関する基本的事項

(1) 医療確保の方針

振興山村では、新規に開設する民間医療機関が少なく、他の地域以上に高齢化が進行していることから、在宅医療や疾病予防対策の充実が求められている。このため、住民一人ひとりがそれぞれの地域で安心して医療サービスを等しく受けることができるよう医療体制の整備に努める。また、振興山村の保健や医療を確保するための、総合的な医療ネットワークを構築するとともに、医師、看護師等の医療従事者等の養成と定着を促し、無医地区対策の充実にも努める。さらに、医療機関の協力を得て、一次医療、二次医療（二次医療圏単位）、三次医療（全県単位）それぞれの機能分担と連携強化、医療施設の充実等を図ることなどにより、地域における総合医療システムの確立を推進し、あわせて、いつでもどこでも安心して医療を受けられるよう、患者輸送体系や道路など交通の利便機能整備を進めるとともに、広域搬送が可能なドクターヘリの活用を促進する。

(2) 対策

① 無医地区対策

地域の実情等を考慮しながら、必要に応じて公的診療所整備の促進や、民間診療所整備を促進するとともに、医師派遣、国保診療所の整備充実、へき地診療所における運営に対する助成を引き続き実施する。また、へき地医療拠点病院やへき地診療所への支援体制の整備を推進するとともに、ICTを利用した在宅医療の促進や遠隔医療を推進し、無医地区における医療体制を充実する。

② 特定診療科目に係る医療確保対策

眼科、耳鼻咽喉科及び歯科等の特定診療科目については、病院及び診療所における医療機会の確保を促進するほか、歯科診療については巡回診療車による巡回診療を充実し、地域住民の疾病治療に努める。

③ 救急搬送体制の充実

今後、救急業務に対する需要は更に増加するものと予想され、特に振興山村においては、救急搬送体制の充実が必要であるため、広域消防事務組合等における救急救命士の確保や高規格救急自動車の整備等を積極的に推進するほか、ドクターヘリの活用を促進し、救急搬送体制の充実と救急業務の高度化を図る。

8 社会福祉施策（子育て環境の確保に関する施策を含む。）に関する基本的事項

（１） 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、子育て環境の確保の方針

振興山村における高齢化は、他の地域に比べ、進行が早い状況となっており、高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせる社会システムを構築することが重要となっている。

高齢者の一人暮らしや夫婦だけの世帯も多く、また、地域に広く分散して居住していることなどから、地域での介護機能の低下が懸念されており、介護サービス基盤の整備が進められているものの、振興山村の高齢化の特性に配慮した保健・福祉、住宅政策等の緊密な連携による対策が必要である。

多様化、高度化するニーズに的確に対応するため、既存施設の有効利用を図りながら、在宅福祉、施設福祉サービスの質的・量的拡充を推進するとともに、高齢者が健康を保ち、生きがいを持って社会参加できる環境づくりを進める。また、少子化によって地域の活力が低下しないよう、子ども、そして異世代間のふれあいの機会のための条件整備、家庭や育児に関する相談機能の充実など、家庭・子育て支援を進める。

さらに、子どもの運動不足解消や体力向上、高齢者の健康維持や生きがいづくりなど、様々な場を通じて、住民の健康づくりに取り組むこととする。

（２） 対策

① 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

ア 高齢者の保健・福祉の充実

高齢化問題は振興山村が抱える切実な問題であり、高齢化の進展に伴い、健康で働く意欲のある高齢者が増える一方、支援を必要とする高齢者も増加してきている。

明るく活力のある長寿・福祉社会の実現のため、地域包括ケア体制構築の中心機関である市町村の地域包括支援センターや市町村が実施する地域支援事業への支援を行い、デイサービスやホームヘルプサービスなどの在宅福祉サービスの充

実を図るとともに、特別養護老人ホームなどの高齢者福祉施設の整備を促進するほか、地域コミュニティを活かした地域ぐるみの生活支援・介護予防活動など、ボランティアの活動の普及・振興を図り、多様なサービスの提供を推進する。また、高齢者の健康の保持や疾病予防の充実を図るため、ライフサイクルに応じた健康診断や保健指導の一層の充実を図るとともに、スポーツを通じた高齢者の体力保持や増進、生きがいづくりに取り組むこととする。

イ 高齢者の自立と生きがい対策

元気な高齢者に対しては、豊かな知識や経験など高齢者の活力を生かした社会参加を促進するとともに、情報の提供、活動の場の拡大及び学習機会の充実等その条件整備を進める。また、地域社会での連帯意識の醸成を図るため、各種交流の場や憩いの場、スポーツ・レクリエーション施設の整備促進により、高齢者相互の交流や世代間交流の充実を図る。さらに、高齢者の生活基盤を確立するため、高齢者にふさわしい働く場の提供を促進する。

② 児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

ア 児童の保健・福祉の充実

核家族化の進行及び女性の就労等により家庭の養育機能が低下している状況にあつて、児童が家庭及び地域社会にはぐくまれ、より良い環境の中で健全に育成されるよう、市町村行動計画や市町村子ども・子育て支援事業計画、市町村子ども計画に基づき、認定こども園、保育所、児童館、地域子育て支援センター等の整備を進めるとともに、利用時間の拡大や放課後児童クラブの設置促進等子育て支援の環境整備を一層促進する。また、児童の成長過程に即した遊びの環境づくりや運動遊び・運動プログラムを活用した取組を進めるとともに、地域ぐるみの児童健全育成体制の確立や地域における高齢者と児童のふれあう交流の場の拡充を図る。

加えて、児童の健全育成のため、子育て中の親の地域活動への参加を促進するとともに、地域における子育て親子の交流を促進し、子育てについての相談、情報提供、助言その他援助を通じて、地域の子育て支援の充実を図る。

イ 障害福祉の充実

障害のある人が有する能力及び適性に応じ、自立した生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスの提供その他の支援を行う。また、障害者の就労促進と定着を図るため、企業での見学・実習会等を実施するとともに、障害者就業・生活支援センターを運営し、職業生活の自立に向けた指導・助言を行う。

さらに、障害者の工賃向上を図るための施策に取り組むとともに、スポーツ・文化活動やコミュニケーション支援などを通じて障害者の社会参加促進を図る。

ウ 地域福祉活動の推進

地域の民間福祉活動を推進する組織として中心的役割を担う市町村社会福祉協議会が、住民のニーズに基づいた福祉サービスを提供できるよう支援する。また、地域づくりや災害救援等の大きな力となるボランティアや特定非営利活動法人（NPO）の活動に関する情報の収集・提供を行い、その活動を支援・促進する。

エ 地域共生社会の形成

ダブルケアや子供の貧困など、複雑化・多様化している課題に対応するため、市町村の包括的な相談・支援体制整備への取組に対して支援を行い、地域住民や地域の多様な主体が丸ごとつながることで地域をともに創っていく「地域共生社会」の形成を図る。

特に、東日本大震災及び令和元年東日本台風等の被災地においては、災害公営住宅入居者の高齢化率、独居率が高く、引き続き見守り・相談支援の実施や交流の場の確保が必要となっていることから、市町村及び社会福祉協議会とより一層の連携を図り、持続的な地域コミュニティ形成に向けた支援を行う。

9 文教施策に関する基本的事項

（１） 教育の振興の方針

① 学校教育等の充実

振興山村における教育文化施設の整備については、過疎化と少子化の傾向が進行し、更なる児童生徒数の減少が予想されることを踏まえ、効果的な整備を行う必要がある。学校の実態や地域の実情を十分に考慮しながら、地域社会や関係機関等とも連携し、多様な子供たちの学びを支える学習環境の充実と、魅力ある・行きたくなる学校づくりに向けた取組を推進する。

② 社会教育の充実と生涯学習推進体制等の整備

心豊かな生活の創造と生きがいに満ちた地域づくりを住民参加の下に展開するため、多様な学習機会の提供や確保に努める。また、地域の学び、活動の拠点となる公民館や図書館など生涯学習推進の拠点として期待される社会教育施設の機能の充実強化に努める。

さらに、地域づくりに必要な人材の育成等、生涯学習・社会教育を推進するための体制整備の充実を図るとともに、生涯スポーツ環境の整備も進める。

（２） 地域文化の振興等の方針

① 多様な文化芸術活動と地域内外交流の促進

文化芸術を創造・発表・享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見いだすことは人々の変わらない願いであることから、だれもが主体的に文化芸術を創造・発表・享受することができる環境を整備し、多様な文化芸術活動の拡充促進を図る。また、

地域に根ざした文化芸術活動の活性化を図るため、地域の歴史や風習などの文化資源を活かした特色のある文化イベントの開催を促進し、地域内外との交流を生み出す。

② 誇り高い地域文化の継承と発展

急激な社会環境や経済動向の変容の中にあって、本県の歴史的風土に育まれ、受け継がれてきた有形無形の貴重な文化遺産は、次代に引き継ぐべき県民共有の財産である。振興山村には、これらの財産が数多く残されていることから、地域の祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸などに対する関心や理解を深め、これらを尊重する心を育てるために必要な環境づくりに取り組みながら、伝統文化の後継者や文化財等の保存技能者の育成に努めるとともに、埋もれた文化遺産を地域づくりの拠点として再生させるなど、地域文化の継承と発展を促進する。

(3) 対策

① 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備

高齢者の社会参画の増大、生きがいの高揚を図るための施設整備、活用を図るとともに、若年層のライフスタイルに応じた体育・スポーツ、文化、交流施設などの充実を図ることにより、魅力ある定住環境を構築する。

公民館については、情報化等に対応した機能や、高齢者等に配慮した設備を備えるとともに、地域の学校や家庭との連携や協働が図れるよう、社会教育・生涯学習の拠点施設としての機能の充実に向け支援する。また、図書館については、図書情報の迅速な提供を図るため、県図書館と市町村図書館等とのネットワークの充実を図り、住民の利便性を確保する。

体育施設については、地域の状況に応じ、コミュニティスポーツ活動の中心施設として、体育館、運動広場等の整備を促進するとともに、地域住民のスポーツ活動の振興のため、学校体育施設の開放や、住民の利用向上のための設備の整備を促進する。

さらに、高齢者や女性を含む全ての住民が年齢、体力に応じたスポーツ活動を楽しみ、健康で充実した生活を営むことができるよう、スポーツ環境の整備を進める。

② 家庭・地域・学校による協働教育の推進

家庭・地域・学校が連携・協働して子供を育てる環境づくりを目指し、地域学校協働活動の推進と地域学校協働本部の組織化・整備を進めるとともに、学校を核とした地域づくりを推進する。

振興山村における小規模学校等は、他地域に比べ地域住民が学校に関わるが多く、また、地域が学校にとって果たす役割が大きい。住民、行政区、NPO、町内会、各関係団体等で構成する地域コミュニティが、地域の実情に応じた協働のシステムを作り学校を支援するとともに、生まれ育った地域を愛し、将来の地域づくり

を担う人材を育成していく仕組みを構築する。

③ 地域文化の振興等に係る人材育成

独創的、個性的な地域づくりを展開するため、地域固有の文化・芸能の保存や振興への取組を積極的に支援し、子供たちの郷土愛、自信、誇りを育むとともに、地域の将来を担う人材の育成に努める。

④ 地域文化施設の活用促進

施設については、恵まれた自然や独自の生活文化を考慮し、そして国際的な視点を踏まえ、世代間、地域間、業種間交流の推進の場としての活用に配慮するとともに、広域的な施設利用システムの構築に努める。

10 社会・生活環境施策（集落整備施策を含む。）に関する基本的事項

（１） 社会・生活環境施策（集落整備施策を含む。）に関する方針

① 社会・生活環境の整備の方針

生活環境の整備については、これまで一定の改善が図られてきており、特に下水処理は近年急速に整備が進んでいる。住民生活水準の向上はもとより、安全で、潤いと安らぎのある生活環境を整備していくことは、住民の安全・安心の確保や自然環境の保全には不可欠な要素である。また、これまで整備を行ってきた各施設について、老朽化に応じ、定期的な更新を図っていくことで、その機能を長期にわたり維持していく必要性も生じてきている。

これからは、生活環境において、単に都市部に追いつくという視点だけではなく、振興山村の持つ優れた景観や文化を積極的に活かしながら、総合的な定住環境の整備に努め、ゆとりある安全で快適な生活の実現を促進する。

② 集落整備の方針

人口減少と少子高齢化が加速し、生産年齢人口が減少する中、多くの集落においては、地域商店の減少、病院・診療所の廃止、担い手不足による農地・森林の荒廃等の様々な課題に直面し、集落機能の維持が大きな課題となっていることから、幹線道路等の整備や生活交通の維持、医療・福祉の確保など、将来にわたって暮らし続けることのできる集落とするための各種機能の持続的発展に努める必要がある。

特に、東日本大震災の影響が大きい沿岸部や令和元年東日本台風の影響を受けた内陸部においては、多くの集落で人口減少が加速し、集落における地域活動の停滞がみられる。また、多くの地域で移転により新たに集落、地域コミュニティが再構築されており、新たなコミュニティに即した形で地域活動の見直しや、横断的な連携を図ることなどが急務となっている。さらに、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有し実践していく担い手の確保・育成が必要である。

このため、集落の維持活性化を図るためには、住民自身が集落の問題を自らの課

題として捉え、将来の在り方について共通した認識を持って、地域づくりに参画していく仕組みや、住民の安心・安全を確保し、人々が地域で支えあう横のつながりの創出、これら取組を持続的に行うための地域運営組織の形成、活動支援などの仕組みづくりを進める。

③ 鳥獣被害防止施策の方針

農作物の鳥獣被害については、山間部の開発や気象の変化などによる野生動物の生息地の変化に加え、振興山村の過疎化や高齢化による森林や農地の荒廃などが近年の増加をもたらしており、本県ではイノシシ、ニホンジカなどによる被害が多い。これらの被害を防止するためには、捕獲も含めた効果的な防除対策を行うとともに、農地や森林の適正な管理を行うことが必要であり、行政と地域住民が一体となって、被害防止に取り組むことが重要である。

なお、その数が著しく増加している鳥獣については、科学的知見に基づいた管理計画を策定するなどし、長期的視点に立った管理対策を実施する。

(2) 対策

① 水道、污水处理施設及び合理的なごみ処理体制の整備

ア 水道の整備

水道施設等の新設・拡充を図り、水道未普及地域の解消を進めるほか、更新計画に基づく施設の機能維持を支援していく。

イ 污水处理の推進

豊かな自然環境を保全するため、生活排水の適切な処理について住民意識の啓発に努めるとともに、地域の特性や実情に応じて、公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落環境整備事業、コミュニティプラント、浄化槽設置整備事業などの各種事業による整備を支援する。

ウ 廃棄物処理

ごみ処理については、長期的な観点から広域圏による合理的なごみ処理体制の整備を促進する。また、ごみの減量化や再生利用について住民意識の啓発を図るとともに、不法投棄の撲滅に努め、美しい自然環境の保全と、地域の魅力の向上を図る。

エ 交付金の活用

これらの事業を行うに当たり、污水处理等の環境整備関連の交付金を活用し、振興山村の污水处理やごみ処理体制の整備を促進する。

② 消防防災体制の強化

消防ポンプ車、消防水利等の基礎的消防施設の整備を促進してきたが、それら施設を操作する消防団は、人口減少や社会構造の変化により団員数が減少し消防組織の弱体化と消防力の低下が懸念される。

このため、地域の実情にきめ細かく対応した消防団員確保対策を実施するほか、地域住民に対し、あらゆる機会を利用して防災に関する啓蒙活動を行うとともに、住民の自主的な防災活動を支援し、地域ぐるみの総合的な消防防災体制を確立する。また、航空消防防災体制のもと、防災ヘリコプター「みやぎ」等による広域的な消防防災活動を積極的に展開する。

③ 集落の再編整備

ア 「小さな拠点」を核とした集落ネットワーク圏形成の促進

過疎化の進行により集落機能の低下が見られる地域においては、「小さな拠点」を中心とした、地域の基幹集落と周辺集落による集落ネットワーク圏の形成等により、目的や必要に応じ近隣集落同士が連携し、機能を相互に補完することで、人口減少社会に対応できる集落づくりに取り組んでいく。また、人口減少や高齢化の進展により、デマンド交通などによる地域交通の確保や、医療・福祉の確保、伝統文化の継承、空き家や耕作放棄地などの低未利用地の増加等が課題になっていることから、市町村と協力して集落機能の維持に向けた取組を進める。

イ 集落機能の維持・活性化の促進

集落を維持し、中長期的に持続可能な集落とするためには、地域住民が自ら地域づくり活動に主体的、組織的に参加する必要がある。そのためには、集落の現状や課題、集落の将来のあるべき姿等について、住民同士や住民と行政との話し合いなどにより、共通認識の形成を促すことが重要であることから、集落支援員の活用や地域おこし協力隊など外部人材の協力を得ながら、地域の活性化や課題解決に向けた取組を推進する。

さらに、今後人口減少と高齢化が進むことで、地域活動の担い手や農林水産業などの地域産業の担い手不足などにより、共同作業の維持や集落の行事・イベント等の開催が困難になると予想されることから、集落支援員や地域おこし協力隊など地域の実情や意向に応じた人材の確保・活用を進めるとともに、地域の特色や資源を活かしたコミュニティビジネスの振興により地域経済の円滑な循環を促進する。また、都市部との交流を促進し、関係人口の増加や移住定住に向けた取組を推進する。

ウ 集落内の土地利用の最適化

地域の低未利用地や管理不全土地に起因する災害・鳥獣害・治安等の様々なリスクを事前に予測し、適切な対策を講ずる必要があることから、集落及びその周辺の土地利用状況をあらかじめ把握するとともに、良好な集落環境の維持に必要

な最低限の土地の管理や、新たな活用方法等について、地域ぐるみで検討する取組を進める。

④ 鳥獣被害防止対策の実施

野生鳥獣による被害防止の効果を上げるためには、誘引要因除去の徹底や初期段階での対策を講ずるなど地域での防止対策の周知と住民参加による積極的な取組が必要であることから、被害防止計画の策定支援、被害防止対策研修会等を実施するほか、地域における鳥獣捕獲指導者の育成についても促進する。また、規制緩和等の施策を活用し、鳥獣捕獲者の増加を図るとともに、各種補助事業等を活用しながら電気柵や金網柵など被害防除施設の整備促進を図る。

11 移住・交流施策に関する基本的事項

(1) 移住・交流施策の方針

近年、若い世代を中心とした、生活の質や豊かさを求める志向や、ゆとりのある居住空間、豊かな自然・歴史・文化を有する地域での生活に対する都市住民の関心の高まりのほか、新型コロナウイルス感染症の流行を契機とする地方での生活に対する関心の高まりなどを背景に、他地域との交流が全国的に活発化している。

都市部をはじめとする他地域の人材との交流は、地域経済に限らず、社会的・文化的な側面でも大きな効果をもたらすことが期待できることから、都市部からの移住者の積極的な受入や関係人口の創出による地域間交流の促進に向けた取組を推進する。また、地域が保有する有形無形の地域資源を有効に活用し、特色ある地場産業を育成することは、振興山村地域の生活及び経済基盤の充実を促進し、若者等の定住、高齢者の雇用の確保など、振興山村の持続的発展を図る上で、極めて重要であることから、地域の産業を担う優れた担い手の育成・確保に向けた取組を推進する。

(2) 対策

① 市町村と連携した移住イベント等の開催による移住・定住の推進

市町村と連携した移住イベント等の開催を通じて宮城の魅力を発信するとともに、移住希望者に対して、仕事等を含めた移住相談の実施など、移住定住に向けた取組の充実に努める。

ア 情報発信の強化

地方での生活に関心のある都市住民の志向に応じた魅力的な体験プログラムや、移住イベント等を実施するとともに、ウェブサイトとSNSとの連携等による効果的な情報発信を行う。

イ 受入体制の強化

企業誘致や技術系人材のU I J ターンの支援等により、雇用の確保を目指す

ともに、ハローワークや民間の人材会社と連携して効果的な求人情報の提供を行うほか、大学生等対象のインターンシップや高校生対象の工場見学会を実施するなど、地域産業の担い手育成・確保に向けた取組を行う。また、子育て世代の移住者が安心して暮らせるよう、特に第6から第8の施策を推進する。

さらに、移住者の居住先の確保のため、空き家バンクや空き家の修繕支援制度等の有効活用を促進する。

ウ 定住に向けての支援

移住者が、移住後、地域に融け込み定住する流れを作るため、移住者と受入地域とのマッチングや移住後のサポートを行う。

② 都市部と振興山村の交流促進による関係人口の拡大

豊かな自然環境や美しい景観、歴史や伝統文化を有する振興山村は、人々の活力のかん養や活動、居住の場として県民のかけがえのない財産であり、また、都市住民の保養や休息、自然体験さらには農林水産業体験の場としてその価値は高い。都市部と振興山村の交流を促進し、関係人口の増加を図るため、体験型・参加型のイベント等の実施による都市部住民と地域住民との交流機会の拡大や、農林水産業への関心のある都市住民に対し就業体験の場を提供するなど、振興山村が持つ魅力の発信及び他地域との交流促進により、移住や農林水産業や地域活動の担い手の確保とともに、移住につながる取組を推進する。

③ 地域おこし協力隊等の活用

振興山村の農林水産業等の地域産業の振興や地域活力の維持など、地域の将来を担う人材の確保・育成は重要であり、地域おこし協力隊等の活用も含め、それぞれの分野において実施する人材確保・育成に対する取組を推進する。

12 担い手施策（労働条件の改善に関する施策を含む）に関する基本的事項

（１） 担い手施策の方針

山村は、地域住民の生活の場であるとともに、国土の保全、自然環境の保全など多くの重要な役割を担っているが、とりわけ振興山村は多くの課題を抱え全体的に低迷しており、憂慮される状態にある。特に、担い手の減少と高齢化は大きな課題となっており、人材の育成のほか、地場産業の付加価値や生産性の向上、労働条件の改善など、総合的な担い手対策が必要である。

近年、余暇の増大や価値観の多様化等から生活環境に対し独自の考え方を持つ人が増えており、山村など都市部から離れた場所への移住を求める傾向もある。退職後は自然の中で自分らしく暮らしたいという人も増えていることから、こうした人材も受け入れできる環境づくりが必要となってくる。

(2) 対策

① 魅力ある山村づくりの推進

山村に定住するためには、振興山村が魅力ある地域でなければならない。そのため、インターネットや携帯電話等の情報通信機能の充実や、都市圏まで短時間で移動できる道路網の整備を図る。また、安心して暮らせるための災害防止対策などの環境整備も促進する。

さらに、意識の啓発に努め、地域住民の深い理解と合意の上に立ったコミュニティづくりを積極的に展開するとともに、イベントや文化・生産・福祉活動などコミュニティにおける多様な活動を展開し、人々のふれあいと連帯感に支えられた個性豊かな潤いのある地域を形成し、住んでも訪ねても良い魅力ある山村づくりを進める。

② 人材の育成

地域の農業を担う優れた担い手を育成確保するため、経営、技術研修等の施策を実施するとともに、新規参入者をはじめとした就農希望者が円滑に就農できるよう支援する。また、地域の連帯を醸成する諸活動を支援するとともに、バイオテクノロジー等を活用した新品種の育成や優良種畜の選抜、新たな生産技術体系や経営手法を確立するための試験研究の展開や、各種の農業情報、データベースの充実を図り、その活用を推進する。さらに、次世代の農林水産業を担う後継者の確保育成を図るため、国の事業などを活用しながら新規就業希望者の研修の受講や就業後の早期の経営安定に向け支援を行う。

③ 認定法人における事業の推進

振興山村において、間伐等の森林整備事業を行う事業者（第3セクター）のほか、農林産物の製造や加工・販売を行う事業者（第3セクター）や、都市等との交流を促進する事業者（第3セクター）を認定法人として認定し、振興山村での活動に対し支援を行う。

④ 地場産業の付加価値・生産性の向上及び労働条件の改善

地域の特色を活かしたブランド化や資源を有効活用した6次産業化、地域産業におけるデジタル技術の活用などにより、「付加価値の向上」と「生産性の向上」を促進する。また、若者や女性が活躍しやすい環境の整備や様々な人材の柔軟で多様な働き方の実現に向け、事業者の働き方改革の促進や職場環境改善の取組を支援する施策を進めるほか、外国人材の総合的な受入環境整備などにより、労働条件の改善を図っていく。外国人材の活用など人材不足への対応を図るなど地域産業の持続的な発展を推進する。

(1) 自然環境の保全及び再生の方針

山村は、水源のかん養、自然環境の保全等の重要な役割を担っていることから、国土の保全管理機能を高めるための施策を充実することが極めて重要であり、農林業の振興及び基盤整備を推進し、森林・農用地の適正な整備と管理を行うことに加え、森林等の経済的機能・公益機能など多面的な機能を有効に活用しながら、総合的な対策を講じていくことにより、自然環境の保全を推進する。

(2) 対策

水源地域として、山村は重要な役割を担っており、水源地域の荒廃した森林を集中的に整備するため、保安林整備・水源地域整備事業を進める。

治水事業については、河川改修を積極的に進め、七ヶ宿ダムを始めとした水源地の環境の保全を行い、治水及び安心で安定した飲料水の確保に努める。

IV 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連

人口減少や高齢化が進む中、振興山村を有する市町村がその行政サービスを持続可能な形で提供していくためには、市町村単独では限界がある行政サービスについて、県はもちろんのこと、近隣市町村や広域連合等との連携など、広域的な視点が強く求められる。

このため、「新・宮城の将来ビジョン」をはじめ、広域行政圏計画や地域医療計画、過疎地域持続的発展方針などの各種計画における振興山村地域の位置づけや機能分担との整合を保つよう調整を図るとともに、振興山村地域が広域的な経済社会生活圏整備の体系に組み入れられるよう配慮するものとする。